

欧米競争政策の動向のポイント

2020年8月25日 No.5

金子 晃 監修

内 容

I 米国競争法(政策)

- 1 連邦取引委員会、カジノ運営者エルドラドによる同業シーザーズの買収計画について、二つの地域市場における資産の譲渡を条件として承認をした旨公表(2020年6月26日)
- 2 司法省、ジェネリック医薬品に係る価格カルテル等を行った Taro 社との間で訴追延期の合意を結んだ旨発表(2020年7月23日)
- 3 司法省、Avanci 社が提案している自動車産業向けの 5G 関連の特許プラットフォームについて見解を表明(2020年7月28日)

II 欧州競争法(政策)

- 1 共謀事件
 - (1) 欧州委員会、カルテル和解手続によりエチレン購入者に対し 2 億 600 万ユーロの制裁金を賦課(2020年7月14日)
- 2 買収事件
 - (1) 欧州委員会、AMS による OSRAM の買収を承認(2020年7月6日)

公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1

赤坂 KS ビル 2F

電話 03-3585-1241

FAX 03-3585-1265

<https://www.koutori-kyokai.or.jp>

Ⅰ 米国競争法(政策)

米国反トラスト事件について紹介する。本号では、3件の事件を取り上げる。1件目はカジノ運営大手エルドラドによる同業大手シーザーズの買収計画について、連邦取引委員会がカジノ施設の譲渡などを条件として承認したものである。本件買収によって、米国最大のカジノ運営者が誕生することとなる。同意命令案では、複雑な問題解消措置が講じられているが、Chopra 委員は、失われることとなる競争が即座に埋め合わせられないとして委員会評決で反対票を投じた。

2件目は、Taro 社がジェネリック医薬品に係る価格カルテル等に関与したことを認め、司法省との間で訴追延期の合意を結んだものである。本件はジェネリック医薬品産業に対する継続中の捜査の結果によるものであり、Taro 社は起訴された6社目、また罪を認めた5社目の企業である。

3件目は、Avanci 社が提案している自動車業界向けの第5世代移動通信システム(5G)関連の特許プラットフォームについて、競争阻害をもたらされる蓋然性は少ないとする司法省のビジネスレビューレターに関するものである。当該プラットフォームでは、5G 関連の標準必須特許が公平、合理的かつ非差別的な条件下でライセンス許諾されることになる。3件の概要等は以下のとおりである。

1 連邦取引委員会、カジノ運営者エルドラドによる同業シーザーズの買収計画について、二つの地域市場における資産の譲渡を条件として承認をした旨公表(2020年6月26日)¹

連邦取引委員会(以下「FTC」という。)は6月26日、カジノ運営者 Eldorado Resorts, Inc.(以下「エルドラド」という。)による173億ドル(約1兆8165億円、1ドル=105円)に及ぶ同業 Caesars Entertainment Corporation(以下「シーザーズ」という。)の買収計画について、サウスレイクタホ地域及びボージャースティ/シュリーブポート地域における競争上の懸念を解消するため、エルドラドに対し、それぞれの市場における資産の譲渡を条件として承認をした旨公表した。また、FTCは、両当事会社が現にカジノを運営しているカンザスシティ地域においても、競争阻害効果の発生を防ぐことにしている。つまり、同意命令案では、ある一つのカジノの独立した売却計画がタイムリーに実行されないとすれば、FTCは、資産の更なる譲渡を義務付けることができる。

申立書(Complaint)によると、本件買収が実現されれば、サウスレイクタホ、ボージャースティ

¹ Press Release, Federal Trade Commission, FTC Requires Casino Operators Eldorado Resorts, Inc. and Caesars Entertainment Corporation to Divest Assets in Two Local Markets as a Condition of Merger, June 26, 2020.

シティ/シュリーブポート及びカンザスシティの各地域市場のそれぞれにおけるカジノサービスを巡る競争が実質的に減殺されるおそれがある。つまり、統合後会社が単独で市場支配力を行使し、それが消費者に対するカジノサービスの質の低下、及び価格の引上げにつながることになる。

同意命令案に定められている条件によれば、エルドラドは以下で述べられている資産を譲渡しなければならない。両当事会社は、譲渡が完了するまで、資産の有効性、市場性及び競争力を維持しなければならない。同意命令案では、両当事会社による分離維持命令、同意命令及び譲渡契約の遵守を確かなものにするため、監視人が任命されている。

- ・ サウスレイクタホ地域において、エルドラドはその唯一のカジノであるモントブルー・リゾート・カジノ & スパを Twin River Worldwide Holdings, Inc.(以下「ツイン・リバー」という。)に譲渡しなければならない。
- ・ ボージャースティ/シュリーブポート地域において、エルドラドはまた、その唯一のカジノであるエルドラド・カジノ・リゾートをツイン・リバーに譲渡しなければならない。

シーザーズの買収計画とは別に、エルドラドは以下の商取引をすることを予定にしている。

- ・ カンザスシティ地域において、エルドラドは自社所有のカジノ Isle of Capri を売却することを予定にしている。同意命令案の下、シーザーズの買収実行後 60 日以内に Isle of Capri の売却計画が実行されないとすれば、FTC は、裁量権を行使し、エルドラドに対し同カジノを FTC が承認をした売却先に 12 か月以内に売却するよう命じることができる。

「パブリックコメントを補助する同意命令案の分析文」において説明されているとおり、新規参入あるいは事業拡張は、影響を受けるどの市場においても本件買収の反競争的效果を阻止し、又は打ち消すのにタイムリーにかつ十分な規模で行われる蓋然性が無い。カジノ事業は高度に規制されており、ルイジアナ州やミズーリ州など幾つかの州では、カジノ免許が付与されるまでの申請期間が長期に渡っていたり、また付与される免許の数が限られていたりしている。

連邦取引委員会は申立書を発出し、同意命令案を受け入れることを 3 対 1 対 1 で承認した。本件について、Slaughter 委員が投票に参加せず、また Chopra 委員が反対票を投じ、反対の声明を出した。本件同意命令案などは間もなく官報において公表され、公表の日から起算して 30 日間、如何なる者でもパブリックコメントを FTC に提出することができる。

2 司法省、ジェネリック医薬品に係る価格カルテル等を行った Taro 社との間で訴追延期の合意を結んだ旨発表(2020年7月23日)²

司法省反トラスト局は7月23日、Taro Pharmaceuticals U.S.A. Inc.(以下「Taro社」という。)がジェネリック医薬品に係る価格カルテル、顧客分割及び入札談合を行ったとして、起訴された旨を発表した。

本日、重罪二件についての起訴状がペンシルベニア州東部地区連邦地方裁判所に提出され、起訴状には Taro 社が二つの反トラスト共謀に関与したと記載されている。何れの共謀も、別々のジェネリック医薬品会社や何人かの幹部らとの間で締結されたとされている。

反トラスト局は、本件共謀事案を解決するため同社との間で訴追延期の合意を結んだ。訴追延期合意において、Taro 社は、205,653,218 ドル(約216億円)の刑事上の罰金を支払うことに同意し、共謀の罪によって影響を受けた同社の罰金額が5億ドル(約525億円)超に上ると認めた。訴追延期合意の下、Taro 社は、今後反トラスト局による今後の刑事捜査に全面的に協力することにも同意した。訴追延期合意の一環として、両当事者は、裁判所による承認を条件として、訴追延期合意によって定められた期間中、被告に対する共謀容疑に関するあらゆる訴追と裁判を延期するための共同申請を申し立てることになる。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を発表した。

「Taro 社は重要な医薬品の価格を違法に引き上げるための共謀を行ったが、それはアメリカにおける薬局受付カウンターで消費者から金を奪うようなものであった。本日の和解は、価格競争力のあるジェネリック薬品に頼っている何百万もの米国消費者がそれらを手でできるようにするための更なる重要な一歩である。」

訴追延期合意において、Taro 社は、2013年から2015年までの間、二件の反トラスト法上の共謀の罪に参加していたと認めた。一件目の共謀容疑では、Taro 社が早くとも2013年3月から遅くとも2015年12月までの間、Sandoz 社、Ara Aprahamian 氏及び他の個人との間で共謀を行っていたとされている。二件目では、Taro 社が2013年5月から2015年12月までの間、ペンシルベニア州に本社を置く他のジェネリック医薬品会社や何人かの個人との間で共謀を行っていたとされている。起訴状と訴追延期合意によると、Taro 社と共謀者はてんかん発作を予防・抑制し、また双極性障害、痛み、関節炎及び様々な皮膚病の治療に用いられる医薬品を含む様々なジェネリック医薬品について、価格カルテル、顧客割当及び入札談合を行うことに合意していた。

本件はジェネリック医薬品産業における反トラスト局の継続中の審査の中の10件目である。これまで法人6社のうち、Taro 社の共謀者である Sandoz 社を含む5社が、反トラスト共謀に関与したとして罪を認め、当該共謀事案を解決するため司法省との間で訴追延

² Department of Justice, Press Release, Sixth Pharmaceutical Company Charged in Ongoing Criminal Antitrust Investigation, July 23, 2020.

期合意を結んでいる。訴追延期合意では、当該 5 社は刑事上の罰金として合計 4 億 2600 万ドル(約 447 億円)を支払うことに合意した。追加的に、幹部 4 名がジェネリック医薬品を巡る価格協定におけるそれぞれの役割について罪を認めた。Taro 社の元幹部 Ara Aprahamian 氏は 2020 年 2 月に起訴され、裁判を待っている。他の幹部 3 名は、Sandoz 社の元幹部を含め、有罪答弁を行っている。

本件は、ジェネリック医薬品産業における価格カルテル、市場分割、入札談合及び別の反競争的行為に対する継続中の反トラスト捜査の結果によるものである。捜査は、反トラスト局により、郵政公社監察総監室、連邦捜査局ワシントンとフィラデルフィア支局及びペンシルベニア州東部地区連邦検事局の協力を得ながら、行われている。

3 司法省、Avanci 社が提案している自動車産業向けの 5G 関連の特許プラットフォームについて見解を表明(2020 年 7 月 28 日)³

司法省反トラスト局は 7 月 28 日、Avanci 社が提案している自動車業界向けの第 5 世代移動通信システム(5G)関連の特許プラットフォームに関するレビューを終わらせたと公表した。レビューの一環として、反トラスト局は、自動車会社、自動車部品会社、潜在的なライセンサーなど広範にわたる利害関係人に対して行ったインタビューを踏まえ、また類似の先端技術でのパテントプールに対するガイダンスの検討をも行った。司法省は、Avanci 社のレターリクエストによる事実表明に基づき、当該プラットフォームが競争を害する可能性が低いとの見解を表明した。

司法省反トラスト局のマカン・デルラヒム局長は以下の声明を発表した。

「Avanci 社の 5G プラットフォームによって、自動車に新しい接続技術が効率的に導入され、全米の自動車の安全性と機能が強化される可能性がある。5G プラットフォームは、潜在的に何千もの 5G 関連の標準必須特許のライセンス供与を促す可能性があり、Avanci 社は、これらの特許を公平、合理的かつ非差別的な(以下「FRAND」という。)条件下でアクセス可能にすると述べている。我々は、Avanci 社がプラットフォームにおいて反競争的な影響を防止するためのセーフガードを導入したことに満足している。」

司法省のビジネスレビューレターによると、Avanci 社のプラットフォームは、自動車会社に対して、5G 関連の特許ライセンスを得られるワンストップ・ショップを提供することにより、自動車の接続技術に関する標準必須特許の利用許諾をより効率的なものにする可能性がある。なお、同プラットフォームは、特許侵害のリスクを減少させる潜在性を有していて、また 5G のリリース 15 規格の開発に相当程度貢献をした特許権者が妥当な報

³ Press Release, Department of Justice, Justice Department Issues Business Review Letter to Avanci for Proposed Licensing Platform to Advance 5G Technology for Interconnected Automobiles, July 28, 2020.

酬を得られるようにするための工夫を凝らしている。Avanci 社は、ライセンサーとライセンシーからの意見を取り入れ、同プラットフォームの特許を FRAND 条件下のロイヤリティレートにてライセンス許諾をすると表明している。

追加的に、Avanci 社は、5G プラットフォームにおいて、競争を確保するためのセーフガードを幾つかも導入した。それらには、技術的に必須な特許しかライセンスしないこと、必須特許についての独立した評価を行うこと、他の用途を含め、プラットフォーム外でのライセンス供与、特許プール参加者による二者間又は多数当事者間のライセンス供与、また自動車部品の供給連鎖の様々な段階での特許プールの形成等を認めること、並びに競争上重要な情報の共有を阻止するためのメカニズムを導入すること等、が含まれる。レビューで司法省は、同プラットフォームが行う特許の必須性評価によって、自動車会社はコネクテッドカーの製造に実際に必要となるライセンスを得られるようになるであろうとの認定をした。追加的に、プラットフォーム・ライセンスには、下請製造権が含まれるようになり、それはライセンスを受ける自動車会社の部品供給会社が、5G コネクテッドカー用の部品を製造するのに必要となる標準必須特許にアクセスできるようにするものである。司法省は、自動車メーカーに焦点を当てている Avanci 社のライセンシングモデルについて、典型的に自動車部品会社が特許ライセンス許諾を受けている自動車産業において、成功するか否かの評価をしていない。

(お問い合わせは、佐藤 潤、経済法学者・慶應義塾大学産業研究所共同研究員・クレド法律事務所提携ニューヨーク州弁護士 jun_sato02@yahoo.co.jp、までお願いします。)

II 欧州競争法(政策)

本号で取り上げる 1 件目は、エチレン購入者による購買カルテルの事例である。EU 競争法の下、購買カルテルが違反とされた事例は希である。本件は、和解手続により解決された 33 件目の事例となった。

2 件目は、光学センサー製造業者である AMS(オーストリア)による OSRAM(ドイツ)の買収である。欧州委員会は、競争者・取引先へのヒアリングの結果も踏まえ、本件を無条件で承認した。

1 共謀事件

(1) 欧州委員会、カルテル和解手続によりエチレン購入者に対し 2 億 600 万ユーロの制裁金を賦課(2020 年 7 月 14 日)⁴

欧州委員会は 2020 年 7 月 14 日、EU 競争法違反を理由に Orbia(メキシコ)、Clariant(スイス)、Celanese(米国)に対し、総額 2 億 6000 万ユーロ(約 312 億円、1 ユーロ=120 円換算)の制裁金を賦課した。Westlake(米国)は、欧州委員会に本件カルテルの存在を明らかにしたため、制裁金が賦課されなかった。

本件当事者は、可能な限り低い価格でエチレンを購入するため、エチレン市場における購買カルテルを実施していた。本件に関連する 4 社とも、本件カルテルへの関与を認め、本件を和解により解決することに同意した。

エチレン購入者は、供給協定を結んだ上で、エチレンを購入するのが通常である。エチレンの購入価格変動のリスクを軽減するため、エチレン供給契約の価格算定方法は、エチレン購入者と販売者の相対交渉による価格指標「月次契約価格(Monthly Contract Price、MCP)」を含むものとなっていた。

欧州委員会の調査の結果、エチレン購入者 4 社は 2011 年 12 月から 2017 年 3 月の期間において MCP を設定するに際し、自らの利益のため MCP 設定に影響を与えることを意図し、エチレン販売者に対する価格交渉戦略を調整していた。本件慣行は、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダを対象としていた。

本件は企業が販売価格引上げを企図する多くのカルテルとは異なり、4 社がエチレン販売者を犠牲にして、エチレンの価値を下げるための共謀を行っていた。とりわけ 4 社は、自己の利益となるように MCP を押し下げるべく、エチレン販売者との相対 MCP「決定」交渉前と交渉中に、自己の価格交渉戦略を調整していた。かかる慣行は、EU 競争法によ

⁴ Press Release, European Commission, Commission fines ethylene purchasers €260 million in cartel settlement, 14 July 2020.

って禁止される。

制裁金

本件カルテルに対する制裁金は、2006年制裁金ガイドラインに基づいて算定された。本件カルテルは、購入価格に関する共謀であるところ、欧州委員会はEUにおける購入価格(販売価格ではない)を用いて制裁金の水準を決定した。購入価格は、まさにカルテルの結果として人為的に引き下げられたものであるため、購入価格に基づいて算定すると、制裁金の水準が違反行為の経済的重要性よりも低いものとなる可能性がある。したがって欧州委員会は、抑止力不足を回避するため、2006年制裁金ガイドラインの下での裁量権を行使し、各社に対する制裁金額を10%増額した。

さらに欧州委員会は、制裁金額決定に際し、違反行為の継続期間、違反行為における各社の重要性、各社の規模、Clariantが以前同種の違反行為により処分されていたことを考慮した。

2006年制裁金減免告示の下、

- － Westlakeは本件カルテルの存在を明らかにしたため、制裁金全額が免除され、これにより約1億9000万ユーロ(約228億円)の制裁金を回避した。
- － Orbia、Clariant、Celaneseの3社は、欧州委員会の調査への協力が考慮されて制裁金額が減額された。減額には、協力を申し出た時点、提出した証拠が欧州委員会による本件カルテルの存在証明に貢献した程度が反映されている。

加えて欧州委員会は2008年和解告示の下、本件カルテルへの関与と責任を各社が認めたとを考慮して、各社に賦課された制裁金の10%を減額した。各社に賦課された制裁金の詳細は、以下のとおりである。

購入者 (グループ)	減免告示の下 での減額	和解告示の下 での減額	課徴金額
Westlake	100%	10%	0
Orbia	45%	10%	2236.7万ユーロ(約26.8億円)
Clariant	30%	10%	1億5576.9万ユーロ(約187億円)
Celanese	20%	10%	8230.7万ユーロ(約98.8億円)

背景

エチレン業界においては、価格変動が激しいため、供給契約においては本件市場の情報提供者が公表するエチレンの月次契約価格「MCP」が使用されている。

翌月以降のMCPを策定するため、2組の供給者と購入者のペアの間で2つの独立した同一の契約(和解とも呼ばれる)が結ばれる必要がある(2+2ルール)。1組の供給者と購入者のペアが翌月以降の価格について合意に達すると、両当事者はその結果を民間の独立情報機

関へ伝達する。もう1組の購入者と供給者のペアが同一価格で妥結すると、この価格は情報機関による公表を経て、翌月以降のMCPとなる。MCPは、ベルギー、フランス、ドイツ、オランダにおけるエチレンの長期供給契約の価格指標の一部となっている。

カルテル参加者の目的は、自己の利益の最大化を図るべく、エチレン販売者との月次MCP契約に影響を与え、可能な限り低価格でエチレンを購入することであった。このため本件当事者は、エチレン販売者との交渉の最中に価格情報を交換していたが、これはMCPをエチレン価格の指標とする基礎となっていた。

本件は、2006年制裁金ガイドラインの下、制裁金が賦課された化学産業における初の購買カルテルである。

欧州委員会は、全産業に対するコロナウイルス蔓延の影響、企業の手元資金ショートの可能性を考慮して、4社に対する制裁金の支払期日を本件決定の公表日を基準として、通常の3か月から6か月に延長した。

2 買収事件

(1) 欧州委員会、AMSによるOSRAMの買収を承認(2020年7月6日)⁵

欧州委員会は、EU合併規則の下、AMSによるOSRAMの買収を無条件で承認した。欧州委員会は、本件取引はEEA(欧州経済領域)において競争上の懸念を惹起するものではないと結論づけた。

AMMとOSRAMの両社は、消費者向けエレクトロニクス、自動車、産業、医療、その他市場向けの光センサーとレーザーダイオードを含む光学センサーの世界的な供給者である。

欧州委員会の調査

欧州委員会は調査の過程において、広範なAMSとOSRAMの競争者と顧客からコメントを受けたが、その中には消費者向けエレクトロニクスと自動車部品の製造業者も含まれていた。

欧州委員会は初期の調査に基づいて、届出のあった本件取引は、以下の理由により光学センサー市場における事業者間の直接の競争を著しく減殺するものではないと結論づけた。

- － 両当事者は、事業が重複する光学センサーとレーザーダイオード市場における市場占拠率の合計が低く、両社の製品はほとんどの場合、顧客の観点からみて密接な代替性を有していないこと
- － 競争者の多くが両当事者の製品に対する真の代替性ある製品を提供しており、参入障壁は新規参入者の出現を阻止するほどのものではないこと

⁵ Press Release, European Commission, Commission clears AMS's acquisition of OSRAM, 6 July 2020.

- － 製品の展開が速く、市場がダイナミックであり、また購入者が洗練されているため、両当事者が大きな市場支配力を行使することができないこと
- － 欧州委員会から照会を受けた市場参加者の多くは、本件取引を指示しているか、無関心であること

また欧州委員会は、AMS と OSRAM の垂直的關係は、競争を阻害するものとはならないことを認定した。というのは、合併により誕生する事業者は、競争者が主要な原材料や十分な顧客基盤へアクセスすることを阻止するに足る市場支配力を有することとはならないためである。

さらに欧州委員会は、合併により誕生する事業者が、特定の製品の抱き合わせ等の慣行を通じて競争者を市場から排除できるかについても調査を行った。欧州委員会は、合併により誕生する当事者は、このような戦略を行い、競争を阻害するだけの市場支配力を有していないと結論づけた。

よって欧州委員会は、本件取引は EEA における競争上の懸念を惹起するものではないとして、本件を無条件で承認した。

本件当事会社と製品

AMS は、オーストリアに本拠を置き、センサー類を全世界に提供している。同社は、消費者、通信、自動車、産業、医療の各末端市場における高性能センサー技術の開発と製造を行っており、光学、映像、音響センサーの3つの戦略的柱に特化している。

OSRAM は、ドイツに本拠を置き、照明、センサー、視覚化、光関連技術を全世界で提供している光通信学企業である。同社の製品の範囲は、LED から赤外線エミッター、レーザー・センサー等の半導体を基礎とした技術、光マネージメントシステム、通常ランプ・特殊ランプにまで及んでいる。

(お問い合わせは、多田 英明・東洋大学法学部教授 tada@toyo.jp、までお願いします。)